

## 放送法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見とそれに対する考え方

— 放送設備等に関する報告手続の簡素合理化 —

■意見募集期間：令和2年6月4日(木)～同年7月6日(月)

■意見提出件数：3 件(法人 3 件、個人 0 件)

(その他、案について言及しておらず、案と無関係と判断されるものが 4 件あり)

意見 No.	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正
1	一般社団法人 日本民間放送 連盟	放送事業者の負担軽減につながる適切な規制緩和と考えるので、事案に賛成します。  署名・捺印を廃止し、電子ファイルでの提出を可能とすることは、コロナ禍の影響で急速に普及が進んだリモートワークとの親和性の点でも、時宜にかなった措置と考えます。	本案への賛同意見として承ります。	無
2	株式会社テレ ビ朝日	基幹放送設備状況報告の頻度を半年から 1 年に改正すること、また、押印・署名を廃止し、電子ファイルでの提出を可能とすることは、作業負荷の軽減やコロナ禍などでのテレワーク環境推進を阻む旧来の慣習を改善し、働き方改革にもつながる適切な規制緩和と考えるので、賛同いたします。  今後も継続して手続きの簡素合理化推進を希望します。	本案への賛同意見として承ります。	無
3	株式会社テレ ビ愛媛	放送法施行規則第 127 条の簡素合理化の修正案に賛成します。	本案への賛同意見として承ります。	無